

高齢者及び障害者省エネエアコン購入費助成事業について

1 要 旨

東京ゼロエミポイント事業が拡充され、高齢者及び障害者が、省エネ性能の高いエアコン（省エネ性能 3.0 以上）を購入する際に、8 万ポイント（1 ポイント＝1 円で店頭にて値引き）が付与されることとなった。

区では、この機会を捉えて、熱中症リスク等の高い高齢者及び障害者がこの事業を活用し、省エネエアコンを購入することを促進するため、さらに補助額を上乗せし、支援する。

2 事業概要

（1）対象

エアコン購入時に北区内に居住し、住民登録がある満 65 歳以上の方または障害者手帳をお持ちの方で、東京都が「東京ゼロエミポイント事業」を拡充する令和 7 年 8 月 3 0 日以降に、省エネ性能 3.0 以上のエアコンを購入した、東京都から交付決定を受けた以下の①～③のいずれかに該当する世帯に属する者

- ①エアコンがない世帯
- ②故障等により冷房機能が使用できるエアコンがない世帯
- ③高齢者及び障害者が常時使用している寝室にエアコンがない、または故障等で冷房機能が使用できるエアコンがない世帯

（2）助成額上限

・（1）に該当する者にエアコン本体 1 台分について助成する。

- ①住民税課税世帯 40,000 円を上限
- ②住民税非課税世帯（世帯構成員のすべての者が非課税である世帯・ただし、均等割り課税も含む）

40,000 円＋30,000 円（計 70,000 円）を上限・

購入費が助成額上限に満たない場合は、購入費（千円未満切捨）を助成額とする。

- ・東京ゼロエミポイント事業と同様、エアコン本体費用の助成とし、設置、運搬、処分費用等は対象外とする。
- ・同一世帯につき 1 台に限る。

(3) 申請方法

① 窓口申請または郵送申請による。

※パソコンやスマートフォンからのフォーム入力による申請も準備中。

② 必要書類

高齢者及び障害者省エネエアコン購入費助成申請書、請求書、口座振替依頼書、「購入時のレシート（原本）」、「東京ゼロエミポイントに関するお知らせ（ハガキ）（原本）」など

※令和7年1月2日以降北区に転入された高齢者及び障害者がいる非課税世帯の方々は、非課税証明書が必要。

③ 申請窓口

高齢福祉課（65歳以上の方）

障害福祉課（障害者手帳をお持ちの65歳未満の方）

※本人が直接窓口で申請できない場合は、委任状及び来庁者の身分証明書の提示が必要。

(4) コールセンターの設置

令和7年10月中旬 20日を目途

3 今後の予定

令和7年10月中旬 北区ニュース及び北区ホームページにて周知
受付開始